

サプライチェーン多元化・販路拡大支援事業費補助金 よくある質問と回答

令和3年5月24日現在

<交付申請について>

Q1 これから交付申請をしようと思うが、すでに発注した費用は補助対象になるか？

A すでに発注した費用については補助対象外です。交付決定日以降に、事業に着手（契約（発注））してください。

なお、展示会等の出展については、出展申込みは交付決定日前でも構いませんが、開催日や請求書の発行日及び出展料等の支払日が交付決定日より前となる場合は補助対象となりません。

Q2 締め切り前に申請受付を終了することはあるか？

A ありません。先着順でないため、6月11日より以前に受付を締め切ることはありません。

Q3 他の補助金と一緒に申請は可能か？

A 国や県、市町村や各種団体の補助金に既に申請した経費は、補助対象経費とすることはできません。

Q4 一つの事業者がサプライチェーン多元化と販路拡大の両方を申請することは可能か？

A 可能ですが、1事業者あたりの補助上限は100万円になりますので、両方あわせて100万円を超える申請はできません。なお、1事業者あたりの交付申請可能回数は1回までです。

<補助対象経費について>

【輸送費】

Q5 部・素材の調達先又は製品の販売先が負担した費用も補助対象となるか？

A なりません。本補助金の交付申請者が負担した費用のみが補助対象となります。

Q6 関税及び輸入消費税が補助対象から除かれているのはなぜか？

A 公租公課は補助対象になりません。通関当局に支払う関税及び輸入消費税は補助対象経費から除外して申請してください。

Q 7 国内に支社を持つ海外企業にサンプルを送付する際の輸送費は補助対象になるか？

A 当該海外企業が自国での販売を念頭にサンプルを入手する場合は、補助対象になります。事業計画書（第1号様式の2）にサンプルの送付目的を記載するようにしてください。

Q 8 今まで、A国のA市から部品調達していたが、この度、A国のB市からの調達を追加する。この場合、A国B市からの部品調達にかかる輸送費は補助対象となるか？

A 対象になります。

Q 9 過去にA国から部品の調達をしていたが、最近はやめており、現在A国も含め外国との取引はない。今般、再度A国から部品を調達しようと思うが、この場合の輸送費は補助対象となるか？

A 新規の海外サプライチェーン多元化とみなし、補助対象となります。

【調査費】

Q10 部品の調達先国を変更する場合に変更先国の部品が調達基準を満たすものかを検査する費用がかかるが、補助対象になるか？

A 海外サプライチェーン多元化のために必要な調査費用に相当するため、補助対象になります。ただし、補助対象期間内に検査結果が出ており、費用の支払を終えていること。

Q11 業務委託の委託先による一部業務の再委託は可能か？

A 可能です。

【展示会出展費】

Q12 海外から調達していた部品を国内からの調達に切り替えるために参加する国内展示会の出展費は補助対象になるのか？

A 国内企業のみを対象としている国内展示会への出展費は補助対象になりません。

Q13 国内企業のほか海外企業もターゲットとしている国内展示会に出展する場合は補助対象になるのか？

A 海外企業との取引拡大が目的であれば、国内展示会への参加費も補助対象になります。交付申請の際に、展示会名を明らかにしてください。

Q14 直近1年以内に米国から部・素材を調達していたが、新規に欧州からも調達を開始することを目的とし、米国で開催される国際展示会にて欧州企業と商談する。この場合の展示会入場料、通訳費は補助対象になるか？

A 補助対象になります。

Q15 海外の展示会に出展したいが、入国制限があり現地に行くのが困難なため、現地事業者に事業委託して出展するが、その場合の委託費は補助対象となるか？

A 補助対象になります。

【翻訳費】

Q16 展示会・商談会で配布するチラシとパンフレットを海外向けに翻訳+印刷を行うが、全て補助対象となるか？

A 翻訳は、補助対象になりますが、印刷費は補助対象になりません。

Q17 商談が成立した際の契約書の翻訳費用は対象となるか？

A 補助対象となります。

Q18 通常、海外展示会に出展する際には、通訳者に商品説明を任せるが、通訳者の商品に関する理解が乏しいため、売り込みがうまくいかないことが多い。通訳者向けに商品の説明マニュアルを作成したいが、補助対象となるか？

A 補助対象となります。

【デザイン費】

Q19 もともと英語版のパンフレットやチラシを持っているが、海外企業の目をさらに引くために、デザインを変更したい。その経費は補助対象となるか？

A 補助対象になります。

【試作品原材料費】

Q20 海外向けの新菓子の開発のため小麦粉を購入するが、補助対象になるか？

A 開発のために使用する限り補助対象になりますが、販売を目的とした製品の原材料購入費は補助対象になりません。事業計画書（第1号様式の2）に詳細に記載するようにしてください。

Q21 海外向けに商品開発・商品改良を行う際の、新商品の撮影や商品パッケージのデザイン費は補助対象になるか？

A デザイン費として補助対象になります。

Q22 海外展開のためパソコンやクレジットカード決済端末機等の物品を購入する場合や、社内にオンライン商談会用ブース等の設備を整備する場合は、補助対象になるか？

A 施設整備費は補助対象になりません。また物品購入は、試作品製作にかかる原材料購入費でない限り補助対象にはなりません。Wi-Fiルーター等の備品購入も補助対象になりません。

<実績報告書について>

Q23 実績報告書はいつまでに提出する必要があるか？

A 補助事業が完了した日から30日まで、又は令和4年1月31日（月曜日）のいずれか早い日までに提出してください。

<支払請求書>

Q24 「支払請求書」の提出時期はいつか？

A 三重県産業支援センターから、確定通知書が届いてから速やかにご提出ください。

Q25 「支払請求書」の振込口座は、家族名義の口座でも受け取れるか？

A 補助金の振込みは申請者ご本人の口座のみです。

<その他>

Q26 現地調査を行うことはあるか？

A 必要に応じて実施します。